

土地を購入した方の  
土地取得の不動産取得税の

# 軽減



## 1 軽減される人

土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築した人です。

〈例〉Aが土地を購入した後3年以内にAやB(名義のいかんを問わず)が住宅を新築した場合

## 2 軽減される額

45000円が次の計算で得られる  
金額のいずれか高い額。

土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍×3%  
(1/2の特例の価格) (200㎡が限度) (税率)

〈例〉250㎡の宅地を1400万円で購入(固定資産税評価1000万円)し、  
3年以内に住宅(120㎡)を新築した。  
 $1000万円 \times 1/2 \div 250㎡ \times 200㎡ \times 3\% = 12万円$   
土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍×3%

**12万円が還付されます。**

## 3 軽減を受ける方法

下記書類を財務事務所に提出します。

作成する書類

財務事務所にあり、その場で記入できます。

- (1) 不動産(土地・家屋)取得に係る申告書…**例1**
- (2) 不動産取得税の減額に係る還付申請書…**例2**

持参する書類

- (1) 建物表題登記済証又は建物登記簿謄本
- (2) 土地の権利証又は土地登記簿謄本(新築日以降のもの)
- (3) 2筆以上の取得の時は公図又は建築確認済証
- (4) 認め印(共有の時は全員)+還付金を受取る通帳の口座番号の控え(但し、土地所有者名義)
- (5) 土地の不動産取得税の納税通知書

土地を購入した方の  
土地取得の不動産取得税の

# 猶予



納税通知書が到達した時、  
建物が建築中である場合、

納付をしてから減額措置を受けてもよいのですが、  
納付の猶予を受けて、建物が完成してから減額の  
申請をすれば軽減される不動産取得税を一度納  
付をする必要はありません。

猶予の手続き

納税通知書に示されている納期内に下記書類を財務事務所に提出

作成する書類

財務事務所にあり、その場で記入できます。

- (1) 猶予申請書…**例3**

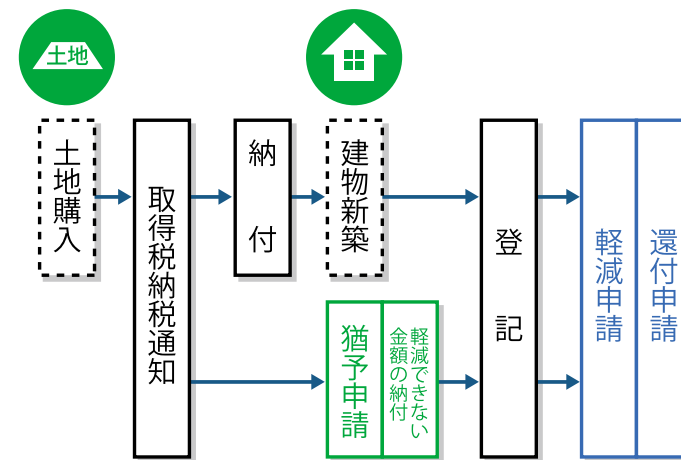
持参する書類

- (1) 建物確認済証の写し
- (2) 認め印(共有の時は全員)
- (3) 土地の不動産取得税の納税通知書

お問合せ先

藤枝財務事務所

藤枝市瀬戸新屋362番地の1(エスポット向い)  
電話: 054-644-9132



猶予の場合は2回財務事務所に申請に出向くことになり、  
猶予申請時に軽減できない金額は納税することになります。

納税通知書が届いた時に既に住宅が完成している場合は  
税金を納める前に軽減申請して下さい。